

平成26年（ネ）第126号 大飯原発3，4号機運転差止請求控訴事件

一審原告 松田正 外186名

一審被告 関西電力株式会社

証拠説明書

平成28年6月1日

名古屋高等裁判所金沢支部民事部第1部C1係 御中

一審原告ら訴訟代理人弁護士 佐 藤 辰 弥

同 上 笠 原 一 浩

ほか

号 証	標 目 (原本・写し)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備考
甲267	書籍「証言 班目春樹」	原本	2012.11 . 15	岡本孝司	① I A E Aの深層防護の国際標準は、既に1996年に定められたものであるが、我が国では、歴代の原子力安全委員長が我が国にも導入しようとしたにもかかわらず、原子力安全・保安院の最高幹部が、「寝た子を起こすな」と言ってこれを妨げ、その結果、第3層までの防護策しか講じられていない状態で東北地方太平洋沖地震を迎え、破局的な福島原発事故をもたらしたこと ②班目氏も、日本の安全審査は、世界の30年前の技術水準だった、つまり国際水準にはるかに達しないものだ述べていること 等

号 証	標 目 (原本・写し)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備 考
甲 2 6 8	決定書	写し	2016.3.9	大津地方 裁判所	①福島第一原子力発電所事故の原因究明は、建屋内での調査が進んでおらず、今なお道半ばの状態であり、本件の主張及び疎明の状況に照らせば、津波を主たる原因として特定し得たとしてよいのかも不明であること ②その災禍の甚大さに真摯に向き合い、二度と同様の事故発生を防ぐとの見地から安全確保対策を講ずるには、原因究明を徹底的に行うことが不可欠であること等
甲 2 6 9	意見書	原本	2016.6.20	佐藤 暁	(1) 福島原発事故の地震動それ自体の、事故発生、事故進展、収束活動等与えた影響 (1～13p) (2) アメリカでは、周辺5マイル(8km)付近に1000フィート(300m)以上の活断層がある場合には原発の敷地として適さず、1998年4月版では、周辺8km付近に地表に開口した断層や褶曲地形などがある場合、そのような候補地を断念し、別の候補地を検討するのが妥当であるというのがNRCのスタンスであること、しかし、日本にはこのような基準は全く存在しないこと (44～47p) (3) EU圏内にある約130基、アメリカ内の約100基のほぼ全基が、確率論的ハザード評価に基づき、1回/10,000炉年未満の発生頻度に相当する極めて稀で大きな地震加速度を設計基準値に設定しているのに対し、以前我が国は、科学的根拠の乏しい値を定めていること (60p) (4) 「受動的安全性」の概念は、30年くらい前からある国際的な常識であるが、新規基準は、「受動的安全性」について全く触れておらず、極めて時代遅れなものとなっていること (61p～) (5) ヨーロッパのEURの基準では、①設計基準事故の発生後72時間は、可搬式設備による人的対応の有効性を期待

号 証	標 目 (原本・写し)	作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨	備 考
				してはならない。 ②設計基準を超えた事故の発生後6時間は、可搬式設備による炉心損傷防止のための人的対応の有効性を期待してはならない。 ③設計基準を超えた事故の発生後12時間（目標は24時間）は、可搬式設備による格納容器保護のための人的対応の有効性を期待してはならない。 ④格納容器は、設計基準を超えた事故の発生後12時間（目標は24時間）は、人的対応（格納容器ベントを含む）なしで耐久できること。 ⑤設計基準を超えた事故の発生後72時間は、所外からの支援を期待してはならない。 など、新規制基準が基本としているような可搬式設備による人的対応の有効性に期待することを、明確に禁止していること（5p） （6）福島原発事故の際、福島第二原発も津波に襲われ、4つある原子炉のうち、特に1号機の原子炉建屋は地下におかれた非常用ディーゼル発電機まで浸水し、3台全てが使えなくなってしまった。外部電源4回線のうち、かろうじて1回線だけが生き残っており、しかも、高起動変圧器も損傷を受けていたが致命的ではなかったために、かろうじてメルトダウンを免れたのである。このように、外部電源の重要性と共に、「安全上重要な設備」でなくとも、その耐震性が、過酷事故への転落を左右することがあること（2p） （7）米国では、2001年9月11日のWTC航空機テロをきっかけにDBT（一審原告注：設計基準脅威）の見直しが行われ、高度な武器の操作に習熟し、殺傷行為に慣れた者達の集団による、同時多発攻撃、自爆テロ、内部の者による	

号 証	標 目 (原本・写し)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備考
				幫助，サイバー・テロなどの特徴が規制の文言として明記されるようになり，これに対応するための取組みの一環として，各原子力発電所には，兵器級の高度な武器を備えた約150人からなるプロの戦闘部隊が置かれ，日夜訓練が行われているのに加え，その戦闘力を検証するため，NRCは独自に「模擬テロ・チーム」を編成し，各原子力発電所を転戦しているばかりか，米国の深層防護は，このようなDBTの次の層，すなわち「もし，原子力発電所の戦闘部隊がテロリスト集団に負けてしまったら」というシナリオを求めていること	
甲270	論文「アキレスを追いかける亀」	写し	2015.7	佐藤暁	新規規制基準の拙速な策定，パブリックコメントの実質的な反映拒否，審査指針の欠落等は，いずれも，確立された国際基準に明らかに違反するものであり，したがって原子力基本法2条の明文に反するものであること
甲271	原子力規制委員会記者会見録	写し	H24.11.14	原子力規制委員会	左記時点では田中委員長は，福島原発事故を踏まえ，立地審査指針を改定すると言っていた（が，その後もいまだに改定されていない）こと
甲272	論文「たった(?) 99.9%の安全性」	写し	2015.2	佐藤暁	①たかが1000年に1回の地震や津波程度で原子炉事故が発生することを容認するようでは，端から国際的な安全目標に適合する意思などなかったということになること ②2012年3月に発行されたアメリカ原子力学会とカーネギー研究所のレポートは，西暦869年の貞観津波に言及し，1000年に1回ほども頻繁に起こる現象を考慮に入れなかった事業者と規制機関の不作為を厳しく批判していること等
甲273	論文「原発規制基準は	写し	2014.8	石橋克彦	わが国を代表する地震学者である石橋克彦氏は，

号 証	標 目 (原本・写し)	作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨	備 考
	「世界で最も 厳しい基準」 との虚構」			①原判決を全体として地震学の知見に合 致したものとして高く評価する共に、 ②本件原発も少なくとも柏崎刈羽原発を 襲った1700ガルに耐えなければなら ない 等と述べていること	

以上